

白石越河風力発電事業に係る地域共生協議会規約（案）

令和 年 月 日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、白石越河風力発電事業に係る地域共生協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号（東北電力株式会社本店）に置く。

（目的）

第3条 協議会は、白石越河風力発電事業について、「再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和5年宮城県条例第34号）」第3条第6号に掲げる、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画及び「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）」に基づく認定設備整備計画に準ずる事業計画としての認定に関して協議を行うため設置する。

（協議）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、白石越河風力発電事業計画について、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- 二 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容
- 三 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方
- 四 事業終了後の対応
- 五 地方公共団体実行計画等への適合状況
- 六 促進事業等の円滑かつ確実な実施
- 七 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等
- 八 地域の合意形成等の状況
- 九 その他必要と認められる事項

第2章 構成員等

（協議会の構成員）

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる委員以外の新たな委員を任命することができる。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 1名

2 前項の役員は、第5条の構成員の中から協議会の会議において選任する。

3 会長、副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

第4章 会議

(会議の招集)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、構成員の三分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 出席者全員の合意形成が図ることが困難であると会長が判断する場合は、前項に関わらず、別表2に定める「協議すべき認定要件等」ごとに「決議において意見を尊重すべき構成員」の列の構成員の意見を尊重して決するものとする。
- 5 前2項の規定によれない場合は、会長が協議の状況を踏まえて判断するものとする。
- 6 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第14条 会議は、非公開で行う。

(議事録)

第15条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第16条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、合同会社白石越河風力に事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第18条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他必要と認められる書類及び帳簿

第6章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第19条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

(協議会の解散)

第20条 協議会を解散する場合は、構成員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第7章 雑則

(細則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1

協議会の構成員

	氏 名	所属・役職	分 野
1	小沢 晴司	宮城大学 事業構想学群 教授	有識者
2	佐藤 秀行	白石市議会議員 副議長	—
3	細田 紀明	白石市文化財保護委員会 委員	—
4	紺野 澄雄	白石市公衆衛生組合連合会 会長 白石市自治会連合会 会長	地域住民
5	吉田 茂徳	白石商工会議所 事務局長	産業団体
6	四釜 咲男	NPO法人蔵王のブナと水を守る会 理事	—
7	高橋 真人	白石蔵王森林組合 代表理事常務	産業団体
8	八巻 満	白石蔵王エコフォーラム 幹事 宮城県地球温暖化防止活動推進員	産業団体
9	建入 ゆかり	宮城県仙南保健所 技術副所長兼環境衛生部長	行政機関
10	阿部 直樹	仙南地域広域行政事務組合 業務課長	行政機関
11	村上 忠則	白石市市民経済部 部長	白石市
12	志村 洋一	白石市教育委員会 委員	—
13	渋谷 麻理子	宮城県地球温暖化防止活動推進員	—
14	大戸 伸樹	自治会連合会 越河支部 副支部長	地域住民
15	佐久間 吉光	越河地域振興会 副会長	地域住民
16	遠藤 正一	斎川まちづくり協議会 副会長	地域住民
17	末永 佳之	斎川まちづくり協議会 副会長	地域住民
18	佐久間 誠	自治会連合会大平支部 支部長	地域住民
19	鈴木 春夫	大平公民館運営会議 会長	地域住民
20	大浦 正一	自治会連合会小原支部 支部長	地域住民
21	岩松 義則	小原地区振興会 会長	地域住民

別表 2

協議すべき認定要件と決議において特に意見を尊重すべき構成員

番号	協議すべき認定要件等		認定の適否の協議における評価のポイント	決議において特に意見を尊重すべき構成員
1	地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容		地域の実情，地域住民，産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	地域住民 産業団体
2	地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情，地域住民，産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域 脱炭素化促進事業編）（令和5年3月環境省大臣官房 地域政策課）」（以下「環境省マニュアル」という。）3-4-2.「国が定める環境保全に係る基準」，3-4-3.「都道府県基準」，3-4-4.「その他市町村が考慮すべき事項」に照らして適切な事業計画となっているか 環境省マニュアル3-7.の「表3-10 地域の環境保全のための取組の参考となるガイドライン類」に照らして適切な事業計画となっているか 環境影響評価対象の場合，配慮書等に対する意見が，適切に事業計画等に反映されているか 	地域住民 産業団体
		(2)	地域の実情，産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	地域住民 産業団体

番号	協議すべき認定要件等	認定の適否の協議における評価のポイント	決議において特に意見を尊重すべき構成員
3	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方	実施可能なものであり、関係法令等に照らして適正なものであるか等	市 行政機関
4	事業終了後の対応	地域の実情・地域住民の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	地域住民
5	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村が定める地方公共団体実行計画等との整合性が図られているか等を協議会で評価の上判断	市
6	促進事業等の円滑かつ確実な実施	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第5条の基準を満たしているか 環境省マニュアル7-4-2.の表7-4に定める考え方を満たしているか否か等	—
7	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	環境省マニュアル7-4-3.の表7-5に定める考え方を満たしているか否か等	—
8	地域の合意形成等の状況	地域住民、産業団体の意見、説明会の状況等により、総合的に評価の上判断	地域住民 産業団体
9	総合判定	—	—

※1 有識者は、決議においては「2（1）地域の環境の保全のための取組の内容」等に関して助言等を行うものとします。

※2 事業者は、決議には加わらないものとします。

※3 事業者の取組が、環境省マニュアル3-7. に表3-10として示される「地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類」を踏まえたものであるか否かについて、協議会の場等において確認し、判断するものとします。

※4 「8 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」については、協議会においては、許可基準に適合するかどうかの判断を行うものではなく、あくまで適合状況等の確認にとどめるものとします。